

太陽光発電施設建設に伴う

林地開発許可制度が変わります

Build a solar power plant in the forest.



森林に**太陽光発電設備を設置する場合**※¹に
許可が必要となる面積の基準が変わってホント？



ホントです。**令和5年4月より、**
面積が0.5ha以上の場合、
福島県知事の許可が必要になります※²

 **森林**※¹を開発して**太陽光発電設備**を設置する場合、

これまで (令和5年3月31日まで)

開発面積が**1ha以上**の場合、
福島県知事による林地開発許可が
必要でした。

これから (令和5年4月1日から)

開発面積が**0.5ha以上**の場合、
福島県知事による林地開発許可が
必要となります※²。

※¹ 都道府県知事がたてる地域森林計画の対象となっている民有林で、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域内の森林を除きます。

※² ただし、令和5年3月31日までに、太陽光発電設備の設置に必要な測量・設計等を行い、福島市へ小規模林地開発の届出等の協議を終えた上で、既に土地の開発行為に着手している場合は、林地開発許可の取得は不要です。

- 林地開発許可を取得せずに開発を行った場合には、森林法に基づき、
監督処分や罰則が科されます。

詳しくは

林地開発許可担当
小規模林地開発届担当

福島県県北農林事務所 森林林業部 森林土木課
福島市 農政部 農林整備課 林務係

(024-521-2639)
(024-525-3729)

福島市

Q & A



Q：令和5年3月31日までに、立木の伐採に着手していれば、開発行為に着手しているとみなされるのですか？

A：立木伐採は開発行為に含まれないため、みなされません。

Q：令和5年3月31日までに、少しでも土地の形質変更の行為に着手していれば、開発行為に着手しているとみなされるのですか？

A：土地の形質変更が一時的なものに過ぎず、測量や設計等の準備行為を踏まえたものでない場合は、着手とみなされません。
一方、上記準備行為を行い、福島市へ小規模林地開発の届出した上で着手している土地の形質変更であれば、着手しているとみなされます。

Q：開発行為の着手の日はどのように確認されるのですか？

A：伐採や開発行為の申告・認可内容※³や他の法令や条例等により確認を行います。
ただし、申告に基づく着手日に疑義がある場合は、福島県職員により事業計画や現地の確認等をさせていただくことがあります。

※3 伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書に記載の着手日、他の法令や条例等に基づく着工届等

令和5年4月1日

ケース1

太陽光発電設備
(開発面積が1ha以下)



ケース2

太陽光発電設備
(開発面積が0.5ha超
1ha以下)



伐採届は令和5年3月1日までに福島市へ提出してください

伐採届は、伐採行為着手日の30日前までに福島市へ提出が必要です。(森林法施行規則第9条)

令和5年3月2日以降に伐採届が提出された場合、令和5年3月31日までの伐採着手が認められません。そのため、伐採行為を伴う太陽光発電設備を目的とした0.5ha超の土地の形質変更も令和5年3月31日までに着手できないことから林地開発許可が必要になります。

Q：太陽光発電設備(0.3ha)、資材置場(0.6ha)の合計0.9haの開発を計画しているのですが、林地開発許可は必要ですか？

A：資材置場が、太陽光発電設備を設置するために整備するものである場合、双方の開発面積を合わせた0.9haが太陽光発電設備に関する開発行為とみなされ、林地開発許可が必要となります。
一方、0.6haの開発の目的が太陽光発電設備の設置と関係のない場合は、双方の開発は共に許可を要する規模に満たないため、林地開発許可の対象外となります。

